

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	公設市場の使用の更新許可の取消し等		
根拠法令及び条項	那覇市公設市場条例第12条又は第13条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
処分基準	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市公設市場条例 (使用許可の取消し等) 第12条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。 (1) 使用許可の条件に違反して市場を使用したとき。 (2) 他の使用者の使用を妨害したとき。 (3) 使用料その他この条例による使用者の義務に属する費用を期間内に納めないとき。 (4) 不正の手段により使用許可を受けたとき又は営業上不正の行為があったとき。 (5) 市場の信用を失うようなことをしたとき。 (6) その他この条例又はこれに基づく市長の指示若しくは命令に違反したとき。 第13条 市長は、事業遂行上必要があると認めるときは、使用場所を変更し、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。		
	処分基準 設定年月日	1963年 4月 11日	処分基準 最終変更年月日
所管部署	経済観光部 なはまち振興課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。